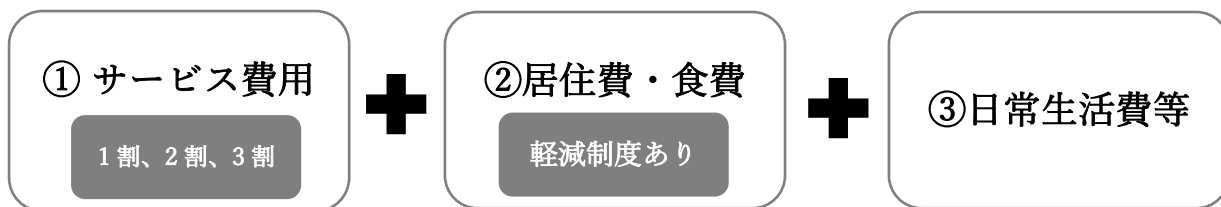


特別養護老人ホーム希望の郷 利用料金表

● 概算料金 (①+②+③)

利用者負担段階	要介護度	①	②		③	1か月利用の概算料金		
		介護サービス 単位数/日	食費・居住費 (円)/日		日常生活費 (円)/月	1割負担	2割負担	3割負担
			食費	居住費				
第一段階	要介護1	670	¥300	¥880	¥2,000	¥63,689	¥89,979	¥116,268
	要介護2	740				¥66,318	¥95,236	¥124,154
	要介護3	815				¥69,134	¥100,868	¥132,603
	要介護4	886				¥71,800	¥106,201	¥140,601
	要介護5	955				¥74,391	¥111,383	¥148,374
第二段階	要介護1	670	¥390	¥880		¥66,389	¥92,679	¥118,968
	要介護2	740				¥69,018	¥97,936	¥126,854
	要介護3	815				¥71,834	¥103,568	¥135,303
	要介護4	886				¥74,500	¥108,901	¥143,301
	要介護5	955				¥77,091	¥114,083	¥151,074
第三段階①	要介護1	670	¥650	¥1,370		¥88,889	¥115,179	¥141,468
	要介護2	740				¥91,518	¥120,436	¥149,354
	要介護3	815				¥94,334	¥126,068	¥157,803
	要介護4	886				¥97,000	¥131,401	¥165,801
	要介護5	955				¥99,591	¥136,583	¥173,574
第三段階②	要介護1	670	¥1,360	¥1,370		¥110,189	¥136,479	¥162,768
	要介護2	740				¥112,818	¥141,736	¥170,654
	要介護3	815				¥115,634	¥147,368	¥179,103
	要介護4	886				¥118,300	¥152,701	¥187,101
	要介護5	955				¥120,891	¥157,883	¥194,874
第四段階	要介護1	670	¥1,445	¥2,105	¥134,789	¥161,079	¥187,368	
	要介護2	740			¥137,418	¥166,336	¥195,254	
	要介護3	815			¥140,234	¥171,968	¥203,703	
	要介護4	886			¥142,900	¥177,301	¥211,701	
	要介護5	955			¥145,491	¥182,483	¥219,474	

● ご利用料金について



① サービス費用について

◆ 介護福祉施設サービス料金（サービス費用）

利用者負担割合は、サービスにかかった費用の1割、2割、または3割です。

◆ 介護サービス加算

制度、職員の体制、施設で対応するサービス等に応じて加算される費用です。当施設では必要に応じて下記の加算が生じる場合があります。

項目	概要	1割負担の場合の自己負担額 目安
初期加算	入居日から30日以内の期間について算定となります。30日を超える病院等への入院後に当施設に戻られた場合も算定となります。	30円/日
口腔衛生管理加算	歯科衛生士が入居者に対し口腔ケアを月2回以上行い、当該入居者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し具体的な技術的助言及び指導を行います。	110円/月
看護体制加算	常勤の看護師を1名以上配置しています。	4円/日
夜勤職員配置加算	夜間の介護職員配置を強化し、利用者の安全とケアの質を高める取り組みを行います。	18円/日
処遇改善加算	介護業務に従事する職員の賃金改善や職場環境整備のための介護報酬制度。	介護サービス費用に厚生労働省が定める所定の割合を乗じた金額の加算となります。
サービス提供体制強化加算	介護及び看護職員の総数のうち75%以上が常勤職員の場合に算定となります。	6円/日
科学的介護推進体制加算	入居者様ごとのADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、その情報を活用しています。	40単位/月
個別機能訓練加算	入居者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又は減退を防止するための訓練(歩行練習/筋肉、関節拘縮予防マッサージなど)の計画策定・実施・定期的な見直しを行います。	20円/月
褥瘡マネジメント	褥瘡(床ずれ)の発生を防止するための計	3円/月

加算(Ⅰ)※	画を策定し、計画に基づいた褥瘡管理と日常のケアを実施します。計画策定は看護師・介護職員・管理栄養士・介護支援専門員その他の職種が共同して行います。	
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)※	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)に加え、下記いずれかに該当する場合に算定となります。 ① 入居時の褥瘡が治癒したこと ② 褥瘡発生のリスクがある入居者様に褥瘡の発生がないこと	13円/月
排せつ支援加算	排せつに介護を要する入居者様ごとに、その要因の分析および支援計画を作成し、継続して支援を実施します。	10円/月
看取り介護加算	医師により回復の見込みがないと診断された入居者様に、ご家族の同意のもと、看護師や介護職員などの多職種が連携をとって施設で看取り介護を行います。	死亡日 45 日前～31 日前：72 円/日 死亡日 30 日前～4 日前：144 円/日 死亡日前々日、前日：680 円/日 死亡日：1,280 円/日
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されています。	20円/回
生産性向上推進体制加算	介護ロボットや ICT のテクノロジーを活用し入居者の安全、介護サービスの質の向上に取り組みます。	100円/月
特別通院送迎加算	透析を要する入居者の送迎を 1 月に 12 回以上行った場合に算定となります。	594円/月
退所時情報提供加算	医療機関等へ退所した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行います。	250円/回
退所時栄養情報連携加算	医療機関等へ退所した際、栄養管理に関する情報連携を切れ目なく行います。	70円/回
認知症チームケア推進加算	認知症介護に係る専門的な研修の修了者を 1 名以上配置し、認知症の行動・心理症状の予防等のための認知症ケアについてカンファレンスの開催、計画の作成、定期的な評価、ケアの振り返りや計画の見直しを行います。	150円/月

② 居住費・食費が軽減される場合があります【申請が必要】

居住費（滞在費）・食費については、本人の所得や世帯の課税状況等によって「利用者負担段階」が設けられています。「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は、施設にご提示ください。

利用者 負担段階	所得要件	預貯金額要件 (夫婦の場合)	負担限度額	
			居住費 (滞在費)	食費
第1段階	生活保護を受けている方	要件なし	880円	300円
	高齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	1,000万円以下 (2,000万円以下)		
第2段階	年金収入含む合計所得が80万円9千円以下の方	650万円以下 (1,650円以下)	880円	390円
第3段階①	年金収入含む合計所得が80万円9千円超120万円以下の方	550万円以下 (1,550万円以下)	1,370円	650円
第3段階②	年金収入含む合計所得が80万円9千円超120万円以下の方	500万円以下 (1,500万円以下)	1,370円	1,360円
第4段階	上記以外の方	負担限度額なし		

申請はお住いの区役所福祉課（支所区民福祉課）へご相談ください。

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/seido/hutan/gendo.html>

③ 日常生活費等の実費分について

支払い	項目	料金
◎	事務管理費	2,000円※同月内に複数回の利用がある場合は、都度徴収ではなく、1月あたり2,000円のご請求となります
●	理美容費（カットのみの場合）	1,700円/回～
●	訪問マッサージ利用料金	医療保険適用。1割負担の場合450円/回～
●	薬剤費（金山すみれ薬局）	医療保険適用。自己負担割合による
△	薬剤費（ロータスファーマシー）	医療保険適用。自己負担割合による
	レクリエーション・行事材料費	実費

◎ 施設利用料と合わせご請求申し上げます。

● 協力機関からの口座振替となります。（ご利用される方のみ）

△ 協力機関からの請求書払いとなります。（ご利用される方のみ）